

一般社団法人膜分離技術振興協会 独占禁止法遵守ガイドライン

平成 29 年 7 月 7 日 制定・施行

本ガイドラインは、一般社団法人膜分離技術振興協会の主催により開催される会合における独占禁止法遵守のためのガイドラインである。

会員は、競合他社との合意等が独占禁止法に違反するとされた場合、違反に関与した会社及び個人が厳しい社会的制裁を課されるおそれがあることを十分認識の上、当会の会合に出席する際には、本ガイドラインに沿って行動するものとする。

1. 会合の出席者は、次のような事項につき検討又は情報交換を行ってはならない（以下「禁止事項」という。）。

- (1) 価格に関する事項（各社の価格、コスト、価格構成、価格変更の予定、値上げ、値下げ、値引き、リベート等の条件、売上高、利益幅、市場占有率、価格戦略、輸送料金あるいは輸送料金政策、業界における価格政策や標準価格など）。
- (2) 数量に関する事項（今後の需給動向、各社の供給数量、生産数量、生産能力、設備投資計画その他生産に関する政策など）。
- (3) 販売先、販売地域、販売地域戦略、顧客政策などに関する事項。
- (4) 官公庁及び民間企業の発注に係る入札・見積り合せなどにおける、供給予定者や供給予定価格その他受注戦略・政策などに関する事項。
- (5) その他独占禁止法に抵触するおそれのある事項。

2. 会合の出席者は、会合中はあらかじめ決められた議題についてのみ話をするとし、会合中及び会合に関連する懇親会等においても、禁止事項について話をしたり、情報交換を行ってはならない。

3. 会合の出席者は、独占禁止法に触れるおそれのある議題が提起された場合は、当該議題について反対の意思表示を行い、継続して協議される場合は議長に即時終了を提案し、さらに、終了しない場合には退席し自社の顧問弁護士又は法務担当者等に相談すること。

附則

このガイドラインは、平成 29 年 7 月 7 日より施行する。